

「人権尊重都市宣言（案）」に対する パブリックコメント手続の実施結果

「人権尊重都市宣言（案）」に対する貴重なご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。

いただいたご意見の概要と市の考え方を取りまとめましたので公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約又は集約して掲載させていただきましたので、ご了承ください。

- 1 募集期間 令和3年9月6日（月）～令和3年9月27日（月）
- 2 募集方法 郵送、FAX、電子メール及び持参による方法
- 3 募集結果
 - (1) 提出者数 3名
 - (2) 意見数 3件
 - (3) 提出方法別意見数

提出方法	提出者数	意見数
郵送	人	件
FAX	1人	1件
電子メール	人	件
持参	2人	2件
(計)	3人	3件

- 4 宣言（案）を修正した箇所 別紙1のとおり
- 5 意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙2のとおり

問い合わせ先

中野市くらしと文化部人権・男女共同参画課
電 話 0269-22-2111（内線254）
FAX 0269-26-2641
電子メール jinken@city.nakano.nagano.jp

人権尊重都市宣言（案）

人権侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、すべての人々の願いです。

私たち中野市民は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、自らの人権意識を高め、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見などによる人権侵害のない、だれもが住みよいまちを築いていくことを誓い、ここに中野市は「人権尊重都市」であることを宣言します。

令和 年 月 日制定

中 野 市



人権尊重都市宣言制定の目的

人は生まれながらにして、かけがえのない存在であるとともに、一人ひとりが皆、自らの意志で、人間らしく生きる権利を持っています。

市民の人権意識が高揚し、人権尊重の輪が広がり、部落差別、障がい、性別、年齢、国籍等によるあらゆる差別や偏見などによる人権侵害のない、だれもが住みよいまちを築くことを目的に制定します。

人権尊重都市宣言について

(目的)

市民の人権意識が高揚し、人権尊重の輪が広がり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、だれもが住みよいまちを築くことを目的に制定する。

人権尊重都市宣言（案）

人権侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、すべての人々の願いです。

私たち中野市民は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、自らの人権意識を高め、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、だれもが住みよいまちを築いていくことを誓い、ここに中野市は「人権尊重都市」であることを宣言します。

(募集期間終了)

人権尊重都市宣言(案)に関する意見の概要とそれに対する市の考え方

(1)募集期間 令和3年9月6日(月)～令和3年9月27日(月)

(2)意見提出者数 3名(個人)

(3)意見数 3件

(4)提出方法 FAX(1件)・持参(2件)

意見の概要	市の考え方
<p>《意見1》</p> <p>1. 合併16年目に宣言をする背景を明確にしてほしい。</p> <p>2. 目的の中に部落差別をはじめとするあらゆる差別とあるが、障害者、外国人、女性、高齢者、子ども、感染症差別などを明記したらどうか。</p> <p>3. 「法」+「宣言」+「条例」をセットにして周知したらどうか。</p> <p>4. 宣言後はなにが変わるのか、市民に分かるような具体的施策が必要と考えます。</p>	<p>《回答1》</p> <p>■部落問題におきましては、今年2月に、市内日野地区で結成された日野覚醒会が結成100周年を迎え、来年3月には、全国水平社が創立100周年を迎える節目の年となることから、あらゆる差別や人権侵害のない社会実現のため、人権尊重都市宣言を制定することといたしました。</p> <p>■ご意見のとおり、現在様々な人権問題がありますので、目的及び案文について一部修正いたしました。</p> <p>■人権尊重都市宣言については、『「法」+「宣言」+「条例」をセットにして』というご意見を取り入れながら、人権啓発や人権研修などで、広く市民へ周知をしてまいります。</p> <p>■人権尊重都市宣言制定後の具体的な施策につきましては、現在策定中であります。</p>
<p>《意見2》</p> <p>宣言(案)の一段目の「人権侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません」との文言は、入っているとインパクトが強すぎて教条的だととらえられ、不愉快で反感を持たれる市民が出る可能性があるため、他の表現に変えたらどうか。</p> <p>課題は、宣言をしたからには宣言の趣旨を如何に具体的に実効していくかであります。</p>	<p>《回答2》</p> <p>■人権尊重都市宣言(案)につきましては、「第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画」及び県内外の自治体が策定した宣言を参考に、人権尊重に関する事項をできるだけ簡潔かつ強い意志表現となるよう作成しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>■今回いただいたご意見を踏まえ、目的及び案文を一部修正いたしました。</p>

	<p>■ご意見にありました課題につきましては、課題解決のため、現在、宣言後の施策を策定中であります。</p>
<p>《意見3》</p> <p>宣言では、「部落差別をはじめとする差別をなくすことが人権尊重だ」というように矮小化されているように感じます。差別をなくすことはとても重要なことですが、そのことも含めて、人権尊重とは、もっともっと崇高な理念です。そのことを考慮して、宣言案を修正してはどうでしょうか。</p>	<p>《回答3》</p> <p>■人権尊重都市宣言（案）につきましては、「第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画」及び県内外の自治体が策定した宣言を参考に、人権尊重に関する事項をできるだけ簡潔かつ強い意志表現となるよう作成しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>■今回いただいたご意見を踏まえ、目的及び案文を一部修正いたしました。</p>